

大分類	ページ	前計画	所管課	改定計画	所管課	備考
第1章	P1-3			データ(面積や気候等)の修正		
第2章	P6			・計画の位置づけを第4次総合計画に修正 ・個別計画名称変更		
	P7			計画の期間変更		
	P8-9			第3次環境基本計画の振り返り		
第4章	P13			リード文に30by30追加		
アプローチ1 次世代へ継承するべき、「ひたちなか」らしい身近な自然						
	P14	名平洞公園については、有識者の意見を聞きながら、名平洞の水質浄化に努めます。	公園緑地課	平洞公園については、水質浄化のため造成した滞留池の流入出水の水質調査、水質浄化剤の投入などを行い、その効果を検証し、水質浄化につなげることを目指します。	公園緑地課	有識者の意見を参考に、令和2年度に水質浄化装置(滞留池)を造成したところであり、有識者から意見を聞く段階は概ね終了している。
	P14			生物多様性の損失を止めるため、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する目標である『30by30』について、適切な情報提供を行います。	環境政策課	新規
	P16	学校給食等への地域の農産物の使用を推進するとともに、農産物直売所を通じた直接販売などの地産地消の取組を促進します。	教育委員会学務課	学校給食等への地域の農産物の使用を推進するとともに、農産物直売所を通じた直接販売などの地産地消の取組を促進します。	教育委員会保健給食課	組織改編による所管替え
	P18	常陸那珂火力発電所及び常陸那珂共同火力発電所1号機との公害防止協定の進行管理に努めます。	企画調整課 環境政策課	常陸那珂火力発電所及び常陸那珂共同火力発電所1号機との公害防止協定の進行管理に努めます。	環境政策課	(株)JERA(常陸那珂火力発電所)及び常陸那珂ジェネレーション(常陸那珂共同火力発電所1号機)との公害防止協定は締結済であるため
アプローチ2 環境資源を生かした、ゆとりと潤いのある都市環境						
	P20	河川やため池などの水辺については、自然の景観を生かした公園として整備し、水とふれあう親水空間として活用を図ります。	公園緑地課	河川やため池を活用し、自然景観を生かし整備した公園は、水と触れ合う親水空間として適正な保全に努め、市民の憩いや学習の場として一層の活用を図ります。	公園緑地課	整備が終了したので、活用の方向へ表現の変更
	P20	中心市街地については、商業、医療、福祉、教育等の多様な都市機能の充実や歩行空間のバリアフリー化を図り、多様な都市機能を歩いて利用できる環境づくりを進めます。佐和駅周辺地区については、東口広場等の基盤整備に併せ東西自由通路と新駅舎を整備するとともに、土地区画整理事業により良好な居住環境を生みだし、佐和駅を中心としたまちづくりを進めます。	都市計画課	中心市街地については、商業、医療、福祉、教育等の多様な都市機能の充実や歩行空間のバリアフリー化を図り、多様な都市機能を歩いて利用できる環境づくりを進めます。佐和駅周辺地区については、土地区画整理事業により良好な居住環境を生みだし、佐和駅を中心としたまちづくりを進めます。	都市計画課	佐和駅整備終了に伴う、文言の整理
	P22	学校及び公民館など公共施設については、四季折々の変化が楽しめるような樹木や花の植栽及び保全に努めます。	教育委員会施設整備課 教育委員会指導課 公園緑地課	学校及び公民館など公共施設については、四季折々の変化が楽しめるような樹木や花の植栽及び保全に努めます。	教育委員会学校管理課 教育委員会指導課	・組織改編による所管替え ・公園緑地課は以下に独立(公園緑地課からの要望。公共施設には実施していないため。)
	P22		公園緑地課	街かど花いっぱい運動の一環として、小中学校などを対象にチューリップの球根配布を実施し、学校敷地内における緑化の推進と景観の向上に努めます。	公園緑地課	公園緑地課からの要望。公共施設には実施していないため事実上即時の形で施策を記載。
	P22	名平洞公園については、有識者の意見を聞きながら、名平洞の水質浄化に努めます。	公園緑地課	名平洞公園については、水質浄化のため造成した滞留池の流入出水の水質調査、水質浄化剤の投入などを行い、その効果を検証し、水質浄化につなげることを目指します。	公園緑地課	有識者の意見を参考に、令和2年度に水質浄化装置(滞留池)を造成したところであり、有識者から意見を聞く段階は概ね終了している。

P25	暴走族の溜まり場とならないような環境づくりに努めるとともに、市民ぐるみの暴走族追放運動を推進します。	生活安全課	過度な騒音や排気ガスを発生させる車両の走行抑制に向け、警察と連携して適切な対策を講じます。	生活安全課	実情に即した表現へ変更
P25	市コミュニティ組織連絡協議会と連携し、地域単位での市民参加による環境美化活動を促進し、河川・海岸クリーン運動や環境美化運動等を実施します。	市民活動課 環境政策課 廃棄物対策課 公園緑地課 河川課	市コミュニティ組織連絡協議会と連携し、地域単位での市民参加による環境美化活動を促進し、河川・海岸クリーン運動や環境美化運動等を実施します。	市民活動課 環境政策課 廃棄物対策課 河川課	コミュニティ組織連絡協議会とは近年活動していないため公園緑地課を削除
P25			公園管理団体等と連携し、各公園の環境美化運動等を実施します。	公園緑地課	上記改定に伴う、文言の整理
P25	自宅前道路の自主的な清掃など、環境美化に配慮した暮らしのマナーの普及啓発に努めます。	環境政策課 廃棄物対策課 道路管理課	自宅前の自主的な清掃など、環境美化に配慮した暮らしのマナーの普及啓発に努めます。	環境政策課 廃棄物対策課	まちきれ条例に基づく施策のため、まちきれ条例所管課のみに調整。
P25	公衆トイレは、定期的に清掃や修繕を行い、市民が利用しやすいよう、衛生管理に努めます。	観光振興課 道路管理課 公園緑地課 各施設担当課	公衆トイレは、定期的に清掃や修繕を行い、市民が利用しやすいよう、衛生管理に努めます。	各施設担当課	3課を特記する必要性がないため。
アプローチ3 気候変動に対応する持続可能な循環型社会					
P28			市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づき、CCUSやメタネーションなどのカーボンリサイクル等のさまざまな次世代技術について、動向を注視し、情報提供を行います。	環境政策課	区域施策編改定に伴う追加
P28			いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出推進協議会に参画し、茨城県全体において温室効果ガスの大幅削減や新エネルギー・再生可能エネルギー等を活用した産業競争力・立地競争力の強化を実現するために必要な官民学の連携を図る協議を行います。	企画調整課 商工振興課 環境政策課	R3年より稼働
P28			茨城港カーボンニュートラルポート形成計画作成ワーキンググループに参画し、「カーボンニュートラルポート」の形成に向けた協議を行います。	企画調整課	R3年より稼働
P28	オゾン層を破壊する特定フロン等を排出させないために、公用車、公共施設の冷蔵庫やエアコンなどの更新、廃棄の際は、家電リサイクル法及び自動車リサイクル法に基づき適正に回収します。	管財課 環境政策課 水道事業所 各施設担当課	オゾン層を破壊する特定フロン等を排出させないために、公用車、公共施設の冷蔵庫やエアコンなどの更新、廃棄の際は、家電リサイクル法及び自動車リサイクル法に基づき適正に回収します。	各施設担当課	3課を特記する必要性がないため。
P30			不用品を手軽に売却できる一括査定サービス「おいくら」の活用を推進することにより、市民のリユースに対する意識の向上を図り、市域のリユースを推進します。	廃棄物対策課	新規事業
P30	生ごみの減量化を促進するとともに、生ごみ処理容器の購入費補助を行うなど普及を図り、生ごみのリサイクルを促進します。	環境政策課 廃棄物対策課	生ごみの減量化を促進するとともに、段ボールコンポストの普及や生ごみ処理容器の購入費補助を行うなど普及を図り、生ごみのリサイクルを促進します。	環境政策課 廃棄物対策課	段ボールコンポストを追加
P32			市第3次エコオフィス計画に基づき、施設照明のLED化を推進します。	環境政策課	第3次エコオフィス改定に伴う変更
P32			ひたちなか・東海クリーンセンターの燃焼排ガスに含まれるCO2を資源として活用する実証事業に協力し、カーボンリサイクル技術の社会実装に向けた取り組みを支援します。	廃棄物対策課	新規事業
P32	グリーン購入・省エネルギー製品の普及促進に努めます。	管財課 環境政策課	グリーン購入・省エネルギー製品の普及促進に努めます。	契約検査課 環境政策課	区域施策編改定に伴う追加
P32			環境省が推進する「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の周知を図り、市民や事業者の参加を呼びかけることで、ライフスタイルにおける省エネルギー・省資源の取り組みを促します。	環境政策課	新規施策
P32	節電などに役立つ知識の情報提供やワットチェッカー等の器具の貸出しを行います。	環境政策課	節電などに役立つ知識の情報提供を行います。	環境政策課	
P32			環境省が提供している省エネ製品買替ナビゲーション「しんきゅうさん」、「うちエコ診断WEBサービス」等の使用を推進し、最新家電への買換を推進します。	環境政策課	ワットチェッカーの代替

	P32			市第3次エコオフィス計画に基づき、施設の新築・改築時には、施設の特長、立地状況、屋上の利用形態等を考慮し、太陽光発電設備の設置可能な場所へ、設置の検討を実施します。の導入を推進します。	環境政策課	第3次エコオフィス改定に伴う変更
	P33	市民・事業者に対し、太陽光や風力などの自然エネルギーをはじめ、環境負荷の少ないエネルギーの普及や導入の促進を図ります。	環境政策課	市民・事業者に対し、市再生可能エネルギービジョンに基づき、太陽光などの自然エネルギーをはじめ、次世代エネルギーである水素など環境負荷の少ないエネルギーの普及や導入の促進を図ります。	環境政策課	
	P35	公用車は、計画的に低排出ガス車や次世代自動車（ハイブリッド自動車など）の導入に努めます。	管財課 環境政策課 水道事業	公用車は、計画的に低排出ガス車や次世代自動車（EV、FCV、PHV、ハイブリッド自動車など）の導入に努めます。	資産経営課 環境政策課 水道事業	第3次エコオフィス改定に伴う変更
	P35	道路パトロールを強化し、道路不法占用、放置自転車の撤去等に努めます。	生活安全課 道路管理課	道路パトロールを強化し、道路の陥没などの不良状況、通行の安全などを確認します。	道路管理課	実情に即した表現へ変更
	P35	警察と連携を密にし、交通パトロールの強化や違法駐車等の排除を促進します。	生活安全課	警察と連携を密にし、交通パトロールの強化や違法駐車等の排除等を促進します。	生活安全課	実情に即した表現へ変更
	P35	東中根高場線については、那珂川架橋及び未完成区間の整備促進を、国道245号線については4車線化を促進するとともに、高場陸橋の4車線化等を進めます。	都市計画課	東中根高場線については、那珂川架橋及び未供用区間の整備促進を図ります。	都市計画課	工事終了に伴う文言の修正
	P36			観光客による広域レンタサイクルの利用を促すことで、観光地間の移動に伴う自動車利用の抑制を図り、環境負荷の低減につなげます。	観光振興課	新規事業
アプローチ4 健康で快適な毎日が過ごせる地域社会						
	P40			水道水における有機フッ素化合物（PFOS及びPFOA）に関し、国の水質基準項目に基づく水質検査を実施し、その結果を公表することにより、水道水の安全性の確保に努めます。	水道事業所	新規事業
	P44	環境ホルモン（内分泌攪乱化学物質）や食品の安全性についての情報収集・提供に努めます。	女性生活課 健康推進課 環境政策課	環境ホルモン（内分泌攪乱化学物質）や食品の安全性についての情報収集・提供に努めます。	女性生活課 環境政策課	国の所管が厚生労働省から消費者庁に変更になったため、健康推進課を削除
	P44	学校や公共施設で使用する建材や食器類への安全対策を徹底します。	教育委員会施設整備課 教育委員会学務課 各施設担当課	学校や公共施設で使用する建材や食器類への安全対策を徹底します。	各施設担当課	学校以外も対象のため、教育員会を削除
	P46	商工会議所などの関係機関と連携し、中小企業等の環境マネジメントシステム構築を促進します。	商工振興課 環境政策課	中小企業等による環境経営の実践に向け、環境省が推奨する環境マネジメントシステム「エコアクション21」の構築及び認証取得について、周知・啓発を行います。	環境政策課	商工振興課より、普及が十分されたため廃止との通達を受け、環境省が中小企業に向けて推奨しているメニューを追加。
	P46	商工会議所、事業者団体等と連携し、環境マネジメントシステム認証取得・構築のための説明会の実施や情報の提供などの支援に努めます。	商工振興課 環境政策課	中小企業等による脱炭素経営の実践に向け、再生可能エネルギー100%利用を宣言する「再エネ100宣言 RE Action」への参加について、周知・啓発を行います。	環境政策課	商工振興課より、普及が十分されたため廃止との通達を受け、環境省が中小企業に向けて推奨しているメニューを追加。
	P47	放射性物質汚染対処特別措置法の汚染状況重点調査地域の指定を受けて実施した学校、公園等の除染により発生した剪定枝等について、引き続き適正な管理に努めます。	生活安全課 幼児保育課 公園緑地課 教育委員会総務課	放射性物質汚染対処特別措置法の汚染状況重点調査地域の指定を受けて実施した学校、公園等の除染により発生した剪定枝等について、引き続き適正な管理に努めます。	企画調整課 資産経営課 生活安全課 スポーツ振興課 公園緑地課 教育委員会総務課	実情に即した担当課へ変更 (所管替えも含む)
アプローチ5 環境保全活動に参加できるまち						
	P49			民間事業者等と協働し、市民が日常生活において利用する商業施設や公共スペース等を活用して、環境配慮行動を促進するための効果的な情報発信に取り組みます。	環境政策課	新規施策
	P49			民間事業者や環境団体等と協働し、市民が気軽に参加できる体験型イベントを重視した「環境フェスタ（仮称）」を開催することで、市民の環境問題に対する関心を高め、実践的な学びの機会を創出します。	環境政策課	新規施策
	P51			高等専門学校や大学、民間企業等と連携し、最新の環境技術に関する知見や体験型の学習機会を提供することにより、市民及び児童生徒の環境保全活動への関心を高め、主体的な行動を促します。	環境政策課	新規施策

	P51			児童生徒が年間を通じて環境課題に取り組むことができる探究型の学習プログラムを充実させ、環境保全に向けた主体的（自発的）な探究活動を支援します。	環境政策課	新規施策	
	P51	ひたちなか市コミュニティ組織連絡協議会内の環境部会、茨城県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援します。	市民活動課 環境政策課	各コミュニティ組織の環境部会、茨城県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援します。	市民活動課 環境政策課	正式名称に修正	
	P53			民間事業者、高等専門学校、大学等との連携ネットワークを構築・活用し、多様な主体が協働して提供する体験型の環境学習プログラムを充実させることで、市民による環境保全活動の活性化を図ります。	環境政策課	新規施策	
	P53	・環境啓発活動について、那珂川水系水質保全協議会、大洗県立自然公園保護管理協議会や茨城県央地域定住自立圏などと連携し、効率的かつ効果的な実施に努めます。	企画調整課 環境政策課	・環境啓発活動について、那珂川水系水質保全協議会、大洗県立自然公園保護管理協議会やいばらき県央地域連携中枢都市圏などと連携し、効率的かつ効果的な実施に努めます。	企画調整課 環境政策課	組織名変更による修正	
	P53	・周辺市町村及び県と連携し、ノーマイカーウィーク、エコライフチャレンジの普及啓発に努めます。	企画調整課 環境政策課	・環境啓発活動について、那珂川水系水質保全協議会、大洗県立自然公園保護管理協議会やいばらき県央地域連携中枢都市圏などと連携し、効率的かつ効果的な実施に努めます。	企画調整課 環境政策課	事業名変更による修正	
第5章	P54	IPCC第5次⇒IPCC第6次へ更新					
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風の影響：2019年台風第15号⇒令和6年（2024年）9月の豪雨へ変更</li> <li>・令和7年（2025年）2月の岩手県大船渡市の大規模山火事追加</li> <li>・台風の発生件数更新</li> </ul>					
		IPCC第6次報告書発表に伴う、将来予測算定式更新のため、将来予測再計算					
		緩和策・適応策の更新(第7次エネルギー基本計画改定、第6次環境基本計画策定に伴う変更)					
		◎ 緩和策 個別計画に記載					
				農業における気候変動の影響や対策などを普及するために、国や県等が実施するセミナーなどの情報共有に努めます。	農政課	新規施策	
		防災訓練の実施やハザードマップ※、災害対応マニュアルなどの整備により、市民や市職員が、災害が起きた際に迅速かつ確に行動できるようにします。【適応策】	生活安全課	ハザードマップ、災害対応マニュアルなどの整備により、市民や市職員が、災害が起きた際に迅速かつ確に行動できるようにします。	生活安全課	計画改定に伴い施策を細分化(環境報告書で細分化して報告いただいていることより)	
	感染症と自然災害が重なる複合災害への対応等を踏まえた上で、市、自治会、消防団、学校、福祉施設等の関係機関と連携し、地震・津波災害を想定した総合防災訓練を実施します。			生活安全課	計画改定に伴い施策を細分化(環境報告書で細分化して報告いただいていることより)		
	円滑かつ迅速な避難を促進するため、防災情報のメール・SNS配信サービスを展開し、気象庁が発表する「震度3以上の地震情報」、「津波情報」、「気象警報」、「台風情報」、「指定河川洪水予報（那珂川）」等の情報配信を実施します。			生活安全課	計画改定に伴い施策を細分化(環境報告書で細分化して報告いただいていることより)		
				気候変動による水害リスクの増大に適応するため、国や県と連携して「那珂川緊急治水対策プロジェクト」を推進し、堤防整備や河道掘削等のハード対策と、土地利用の工夫や避難体制の強化等のソフト対策を一体的に進め、洪水被害の防止・軽減を図ります。	河川課	新規施策	
				平常時は「涼みどころ」として、また、気候変動適応法に基づく熱中症特別警戒情報の発令時には「クーリングシェルター」として活用できるよう、公共施設及び民間事業者に登録への協力を呼びかけます。	環境政策課	気候変動適応計画改定に伴う新規施策	
				気候変動適応法に基づく熱中症特別警戒情報が発令時に、防災無線やSNSを用いて、迅速に市民、事業者等に情報提供いたします。	広報広聴課 生活安全課 健康推進課		
				熱中症による健康被害を未然に防ぐため、熱中症のリスクや具体的な予防方法、応急処置などをまとめてSNS等を利用し、市民の予防意識の向上と適切な対策行動の実践を促します。	健康推進課		
				○ 気候変動適応法に基づき、市社会福祉協議会を熱中症対策普及団体として指定し、関係機関と連携しながら、特に配慮が必要な高齢者等へのきめ細かな普及啓発活動を推進します。	高齢福祉課 介護保険課		
		リーディングプロジェクト2・3は別紙参照					